

66—00 T

商標登録異議の申立て

1. 制度の趣旨

商標権付与後の登録異議申立制度は、商標登録出願の早期権利付与を促進するため、商標権付与前の登録異議申立制度を廃止する一方で、商標権の設定登録後の一定期間に限り広く第三者にその取消しを求める機会を与え、登録異議の申立てがあったときは特許庁が自ら登録処分 of 適否を審理し、暇疵ある場合にはその是正を図ることにより、登録に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成するため導入されたものである。

また、登録異議申立制度は、当事者間の具体的紛争の解決を主たる目的とするものではないことから、その申立てについては、具体的な利害関係を有する者に限ることなく、広く何人に対しても認めることとしている。

2. 制度の概要

登録異議申立制度は、何人も、商標掲載公報（登録後に発行される商標公報）発行の日から2月以内に限り、商標登録が商§43の2各号の一に該当することを理由として、その取消しを求めることができるとするもので、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができる。

（商§43の2～§43の15）

（改訂H27.2）

平成8年改正法施行後（平9. 4. 1）の 商標登録異議申立制度の概要フロー

